

## 平成21年度の事業計画及び予算の策定に向けた基本方針の骨格（素案）

## 1. 事業運営の基本方針

- (1) 都道府県単位保険料率への移行と地域に密着した保険運営や医療費適正化対策の推進
- (2) 保険者機能の強化
- (3) 被保険者本位のサービスの推進
- (4) 組織運営及び業務の改革

## 2. 重点事項

- (1) 保険運営の企画
  - ・ 都道府県単位保険料率への移行
  - ・ 医療費適正化対策の総合的な推進
  - ・ 後発医薬品の使用の推進
  - ・ 各種施策への積極的な情報発信
  - ・ 被保険者等に響く広報の推進
  - ・ 戦略的な調査研究の推進
- (2) 健康保険給付等
  - ・ 被保険者本位のサービスの推進
  - ・ レセプト点検の効果的な推進
- (3) 保健事業
  - ・ 健診の着実な推進
  - ・ 効果的な保健指導の推進
  - ・ 地域の実情を踏まえた保健事業の推進
- (4) 組織運営及び業務の改革の推進
  - ・ 組織運営の改革
  - ・ 業務改革（アウトソーシングの推進等）
  - ・ 人材育成

### 3. 予算の枠組み

#### (1) 協会全体の予算

##### ① 保険給付費

- ・平成21年度政府予算を踏まえて計上

##### ② 拠出金等

- ・平成21年度政府予算を踏まえて計上

##### ③ 準備金

- ・準備金の取扱い（繰越・取崩し）及び保険料率について検討

##### ④ 業務経費

- ・健診及び保健指導に関する目標を踏まえて計上。ただし、各支部での事業量の積上げを経て、全体の目標を精査。
- ・地域の実情を踏まえた保健事業や支部のサービスの向上に資する独自の取組に係る経費を計上。
- ・保険者機能の強化のための所要の経費を計上

##### ⑤ 一般管理費

- ・前年度の予算額（満年度ベース）を基本としつつ、設立後の業務運営の状況も踏まえ計上。

#### (2) 支部別の経費の計上

##### ① 保険給付費

- ・年齢調整及び所得調整の上で都道府県支部別に当該支部に係る保険給付費を計上。（医療費の地域差が都道府県単位保険料率に反映。ただし、保険料率が大幅に上昇する場合には激変緩和措置が講じられる予定）

##### ② 拠出金等

- ・都道府県支部別毎の総報酬額に応じて当該支部に係る拠出金等を按分して計上。（全国一律の保険料率として反映）

##### ③ 準備金（繰越・取崩し）

- ・都道府県支部別毎の総報酬額に応じて当該支部に係る準備金（繰越金又は取崩金）を按分して計上。（全国一律の保険料率として反映）

#### ④業務経費

##### (ア) 保健事業費

- ・保健事業については、協会全体の目標を踏まえ、各都道府県支部で健診や保健指導等の事業量を定め、これを積み上げ、全体のバランスも考慮して、全体の経費を計上。その上で、協会全体の目標を達成する水準までの健診や保健指導等の経費については都道府県支部毎の総報酬額に応じて経費を按分して計上し、これを超える部分については支部毎に経費を計上。(全体の目標まで全国一律の保険料率として反映され、これを超える経費や独自の事業の経費が都道府県単位保険料率に反映)

##### (イ) その他の業務経費

- ・その他の業務経費については、全体の経費を都道府県支部毎の総報酬額に応じて経費を按分して計上。ただし、支部のサービスの向上に資する独自の取組みについては、支部毎に経費を計上。(独自の取組みに係る経費が都道府県単位保険料率として反映)

#### ⑤一般管理費

- ・一般管理費については、全体の経費を都道府県支部毎の総報酬額に応じて経費を按分して計上。(全国一律の保険料率として反映)

### 4. 検討の進め方

- (1) 都道府県単位保険料率の前提となる事業計画及び予算から審議していくこととし、都道府県支部評議会においては、上記も踏まえ、地域の実情を考慮し、次の事項について審議を進めていくものとする。

- ・支部の重点事項
- ・健診及び保健指導の事業量
- ・地域の実情を踏まえた保健事業や支部独自の創意工夫を活かしたサービス

- (2) 上記の評議会における審議を踏まえ、保健事業の事業量等をまとめ、全体の調整を行い、協会全体として事業計画及び予算を固めていくものとする。ただし、平成 21 年度政府予算案の編成との関係上、協会の準備金や事業経費(業務経費及び一般管理費)の予算の総額については遅くとも 12 月上旬には目途をつける必要があることから、上記の積上げのプロセスを通じた事業経費の過不足については、予備費と調整することも考慮して、予算の大枠について固めていくものとする。